

税理士田中事務所
田中 健太郎 様

17/04/03

担当: 中津山 準一

税理士懇話会

照会事例検討票

税研情報センター

TEL:03-3294-4856

FAX:03-5282-8678

相続により取得した外貨預金を日本円に換金した場合の雑所得の金額の計算

〔質疑事項〕

相続により取得した不動産については、被相続人の取得日や取得費を引き継ぐ計算により譲渡所得が計算されますが、外貨預金についても被相続人の取得時に払い込んだ円貨額と、今回の換金時に支払を受ける円貨額との差額を雑所得の金額として認識すれば宜しいのでしょうか。

また、被相続人の当初払い込んだ円貨額が不明な場合には、何か別の方法により計算することが可能でしょうか。

〔回答事項〕

ご指摘の相続等により取得した資産を譲渡した場合の当該資産の譲渡所得の計算上、当該資産の取得費・取得日を引き継ぐ制度（所得税法第60条第1項）は、所得税法の中では特例的な制度であると考えられます（同法第2編第5款『資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例』参照）。

従って、居住者が同法第59条第1項第1号（みなし譲渡）に掲げる相続等により取得した資産を譲渡した場合には、その居住者がその取得の日の価額に相当する金額によって取得したものとみなされ、その取得費等を基準として譲渡所得等の計算をすることとされているものと考えます（同法第60条第2項参照）。

これらの特例的な措置の対象となる資産は、同法第59条第1項本文柱書にあるように『山林（事業所得の基因となるものは除く。）、譲渡所得の基因となる資産』であって、「金銭債権等、譲渡所得の基因とならない資産（所得税法第33条第2項各号・所得税基本通達33-1 参照）」は除かれているものと考えます。

従って、金銭債権である、ご照会の外貨建預金は、いわゆる取得費等の引継対象とはならない資産であると考えられます。

であるとすれば、相続税評価基本通達4-3における取扱い、すなわち相続税等の計算に当たり、外貨については、課税時期（一般的には被相続人の死亡の日）現在における納税者（相続人）の取引金融機関が公表する対顧客直物電信買相場（TTB）またはこれに準ずる相場によって評価（換算）することとされているところ（国税庁HPタックスアンサー（財産評価）No.4665 参照）からすれば、この評価額と実際の売却額との差額が為替差損益に係る雑所得の金額ということになるものと考えます。

従って、被相続人の当初払い込んだ金額は、これらの課税関係には直接的には関

税理士田中事務所
田中 健太郎 様

17/04/03
担当:中津山 準一

係がないとも考えられますが、敢えて、当該為替レートを確認したければ、金融機関等に問い合わせれば、当該預入日における当該レートは確認し得るものと思われます。

税理士懇話会 会員専用サイト

ZEIKON CLUB 税懇クラブ <https://zeikon-club.com>

会員様向けに毎月1回、メールマガジンを配信しております。

最新事例の紹介や事例検討会の日程案内、事務局からのお知らせ等をお送り致します。

配信をご希望の方は、必要事項(会員番号、名前、メールアドレス等)を明記のうえ

zeikon@zeiken.co.jp までご連絡ください。